

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

1. 目的

アイエックス・ナレッジ株式会社（以下、当社という）及び当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、本方針を制定し、コーポレートガバナンスの充実に向けて継続的に取り組む。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コンプライアンス（法令遵守）の実践、適正なリスク管理体制の構築並びに経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスの透明性・有効性・効率性の確保を基本理念と定め、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより「全てのステークホルダーから選ばれる企業」を目指す。

特に、企業活動の中心をなす会社機関、すなわち取締役会及び監査役会のあり方が重要であり、これらの機関が企業活動を行う中で効率的かつ健全に作用することが、企業価値の向上に繋がるものと認識している。

当社では、取締役会及び監査役会を中心に、会計監査人及び内部監査部門である監査室との連携を保つとともに、内部統制推進委員会の適切な運営を通して、当社グループを念頭に上記基本理念の実現を目指す。

なお、当社では、経営上の重要事項の決定については、合議制による慎重な判断が必要であると見え、また、監査役機能強化も現行制度で可能と判断し、監査役会設置会社を採用する。

3. 適切な情報開示

当社は、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示等に係る規則を遵守し、非財務情報を含めた確かな情報開示を行うとともに、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、当社への理解をより一層深めていただくために、法令に基づく開示以外の情報についても当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行う。

4. 制定・改廃

本基本方針の制定・改廃は取締役会の決議による。

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、正確かつ速やかな情報開示や株主総会における適切な議決権行使ができる環境の整備を行う。特に、少数株主にも認められる違法行為の差止め、株主代表訴訟の提起等の権利行使に当たっては、透明性をもって誠実かつ円滑に対応することにより、株主による監視及び是正の機会が十分に保障され機能するよう配慮する。

2. 株主総会

株主総会の開催に当たっては、できるだけ多くの株主が参加できるよう一般的な集中日での開催を避けるとともに、交通の利便性の良い場所で開催するよう努める。また、正確な情報提供に留意しつつ、できるだけ早期に株主総会を開催することで、株主との対話の充実を重視する運営をする。また、株主総会の場合には、会社の状況及び議案の趣旨をわかりやすく説明し、自由な発言ができる環境と議決権行使の透明性を確保する。議事の運営についても、株主との対話を重視した丁寧な説明をする。

3. 資本政策の基本的な方針

- (1) 当社は持続的成長と中長期の企業価値向上の実現を目指し、中核事業の拡大、次期成長事業の創出、事業基盤の強化のための投資を行う。そのために必要な資金を効率的かつ安定的に調達できるよう、財務の健全性を確保しながら資本効率を向上させ、バランスの取れた資本構成を維持していく。
- (2) 資本調達を実施しようとする際は、財務への影響、資金の使用目的、既存株主を不当に害さないこと等を含め、その必要性、合理性を取締役会において十分審議の上決議し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。
- (3) 株主還元は安定的かつ継続的配当を基本に据えつつ業績を加味した成果の配分をする。

4. 政策保有株式に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化等、事業上の必要性や経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に繋がると判断される場合のみ株式を政策的に保有することとする。

個別の銘柄については、保有目的が適切であること及び取引状況、配当利回り、時価変動リスクが資本コストに見合っていること等を毎年取締役会で検証する。この検証の結果、保

有意義が希薄化した銘柄については、市場環境等を考慮の上、売却を進める。

政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の中長期的な企業価値向上に資する提案であるかどうか、また当社としての保有意義が損なわれないか等を判断して行使する。

5. 株主との建設的な対話

当社は、株主または投資家からの対話の申込みに対しては、管理部門担当取締役を実務責任者とし、総務部、経営管理部、その他関係部門が連携して対応する。

機関投資家向け決算説明会を半期に1回開催するとともに、当社ウェブサイトにおいて決算説明会資料を開示する。また個別面談の申込みがあった場合は適宜対応する。

個人投資家向けには窓口を当社ウェブサイトに設け、株主との建設的な対話に努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

1. 行動指針

当社は、「IKIグループ企業理念及び行動基準」において、法令の遵守はもとより企業倫理や社会的規範を尊重し良識ある事業活動を実践し、社会から高い信用を得るための行動規範をステークホルダーごとに具体的に定めている。これを役員・従業員に周知し実践するため、この内容を「コンプライアンス・カード」として配布している。さらに当社の役員・従業員として普段から意識し遵守すべき事項を「IKI社員のあたりまえ」（挨拶、挑戦する心、無駄な残業、コスト意識）として定め周知している。

また、企業の社会的責任を果たすため、CSR活動の推進や多様性の確保を目的としたダイバーシティ推進に対する行動基準を定めている。

2. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応

当社のサステナビリティは、「持続可能な開発目標（SDGs）」を経営課題の一つと捉え、全社一丸となって推進する事業活動を通じて、その達成に向け積極的に貢献することを目的とし、企業理念と行動指針に基づき、持続的成長と企業価値の向上に努め、「平和と公正な社会」「すべての人が生き生きと活躍できる社会」「豊かで持続可能な社会」という3つの社会の実現に貢献できるよう、SDGs基本方針を定めて推進する。

3. 内部通報制度

コンプライアンスに係る社内通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を導入し、通報窓口としてコンプライアンス担当の取締役のほか経営陣から独立した通報窓口として、

法律事務所および社外取締役と監査役による合議体を設置している。また、全般的な運営状況については内部統制推進委員会において報告している。

第4章 取締役会等の責務

1. 取締役会の役割

- (1) 取締役会は、経営戦略の方向性を定めるとともに、経営上のリスクを踏まえた合理的な議論を経て中期経営計画の策定等重要な意思決定を行う。また、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とすることで独立性の高い体制を構築するとともに、業務執行に対する実効性の高い監督を行う。
- (2) 中期経営計画については、株主に対するコミットメントの一つと捉え、その実現に向けて最善の努力をする。
- (3) 経営陣による経営会議及び内部統制推進委員会を開催し、経営課題について十分議論を尽くすことでリスクテイクを支える環境を整備する。

2. 取締役の資格および選任基準

当社の取締役は、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。また、社外取締役は豊富な経験と高い見識を持ち、会社から独立した客観的な立場から経営に対する監督を行うことが出来る人物とする。

3. 関連当事者取引

関連当事者との取引については、関連当事者を期中・期末を通して把握する仕組みをつくり、当該関連当事者と取引を行う場合は、取締役会においてその理由及び財政状態・業績への影響、株主共同の利益を害することの有無等を説明のうえ承認を求め、取引後にはその内容を取締役に報告する。

4. 監査役及び監査役会の役割・責務

- (1) 監査役会及び監査役は、取締役会から独立した立場から適法性監査に止まらず経営の妥当性にも踏み込んだ監査を実施し、不適切な事象を発見した場合は、取締役には是正を求めるなど精力的に活動を行う。
- (2) 監査役会においては、監査方針・監査計画の審議や監査の実施報告を通して、各監査役が連携を密にし、組織として活動する。
- (3) 取締役会においては、経営全般について積極的に意見を述べる。

5. 監査役の資格および選任基準

監査役は当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物であるとともに、高度な情報収集能力と分析能力を有する人物とする。また社外監査役は、企業経営、内部統制又は監査実務等、経営の健全性維持に関し、相応の知見や経験等を有する人物とする。

6. 独立社外取締役の役割

- (1) 独立社外取締役は、自らの経験と知見を基に積極的に意見を述べ、当社の企業価値向上に寄与する。
- (2) 独立社外取締役は、株主の利益保護を念頭に会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督する。
- (3) 経営陣・支配株主から独立した立場で、ステークホルダーから受けた意見を取締役会に適切に反映させる。

7. 独立社外取締役の独立性判断基準

当社では、取引所が定める基準に加え、独立役員の指定に関する当社独自の内規を定め、より高い基準での運用を行っている。また、取締役会は、独立社外取締役の選任に当たっては、当社の経営について客観的な立場から積極的に助言できる人物を候補者として選定する。

8. 取締役会の実効性評価

取締役会全体の実効性について、全ての取締役・監査役に対するアンケート等による自己評価をベースに、取締役会全体の実効性に関する分析・評価をする。

9. 取締役・監査役のトレーニング方針

取締役・監査役がその責任を適切に果たすために必要なトレーニング等を実施する。

- (1) 取締役及び監査役がそれぞれに期待される役割や責務を適切に果たすことができるようにするため、必要とされるトレーニング（研修、情報提供等）を実施する。
- (2) 取締役及び監査役に就任する際は、会社経営に関する必要な知識を習得するための研修を実施する。
- (3) 社外取締役及び社外監査役に就任する場合は、当社の事業・財務・組織等、経営判

断に必要な情報を提供する。

以 上

(付 則)

1. 主管部門 総務部
2. 制 定 日 2021年 5月17日
3. 改 定 日 2021年12月 1日